

九州工業大学学術機関リポジトリ運用要項

平成19年6月12日
附属図書館運営委員会決定

改正 平成24年2月28日
改正 平成25年4月11日
学術情報委員会決定
改正 令和2年3月9日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学（以下「本学」という。）において実施する九州工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「リポジトリ」とは、本学の教育・研究成果を社会に還元し、もって学術研究及び社会に貢献することを目的として、本学の教育研究活動において生産された学術情報等（以下「学術情報等」という。）を電子的に収集、蓄積及び保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信、提供するシステムをいう。

(登録資格者)

第3条 リポジトリに学術情報等を登録できる者（以下「登録資格者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する職員（役員を含む。）及び大学院生
- (2) 前号に準ずる者として附属図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第4条 リポジトリに登録することができる学術情報等は、前条に定める者が作成した物であって、次の要件をすべて満たすものに限る。

- (1) 教育研究活動により創造された学術的な著作物であること。
- (2) 登録者が作成に関与した学術情報等であること。
- (3) 原則として、内外の学術機関により公表されたものであること。
- (4) 次に掲げる事項等について法令等諸規定上及び社会通念上の問題が生じないものであること。

ア 法令並びに本学の諸規定に関する事項

イ 名誉、プライバシー等の人権に関する事項

ウ その他公序良俗に関する事項

(著作権)

第5条 学術情報等がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者に帰属する。

2 著作権者は、リポジトリに関する業務を実施するために必要な範囲内において、附属図書館長が著作権を利用することを許諾するものとする。

(登録手続)

第6条 登録資格者がリポジトリに学術情報等を登録する場合は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

2 附属図書館長は、登録資格者から提供された学術情報等について、公開することに支障がないと判断した場合に、リポジトリに登録する。

(登録の削除)

第7条 附属図書館長は、次の各号に定める場合において、附属図書館長が必要と認めるときは、登録された学術情報等を削除する。

- (1) 登録者本人から削除の申し出がある場合

(2) 第4条第4号に定める事項に疑義がある場合

(利用条件)

第8条 学術情報等の利用許諾要件は、「九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件」に定める。

2 ネットワークを通じてリポジトリに登録された学術情報等を利用する者は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(博士論文)

第9条 九州工業大学学位規則（以下「学位規則」という。）第20条第1項の規定に基づき、平成25年4月1日以降に博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をリポジトリにより公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にリポジトリにより公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、学位規則第20条第2項の規定によるやむを得ない事由があると教授会の承認を得た場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをリポジトリにより公表するものとする。なお、やむを得ない事由が解消した場合には、当該論文の全文をリポジトリにより公表しなければならない。

3 学位論文にかかる「九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件」は、別に定める。

(雑則)

第10条 リポジトリの管理及び運用に関する事務は、情報基盤課において処理する。

附 則

この要項は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。